解散公告

当協同組合は、平成二十五年三月二十日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当協同組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

広島県呉市本通四丁目一番一八号

協同組合呉マリンシールショッパーズ

代表清算人　津川　東平

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

佐賀県三養基郡上峰町大字坊所三一五三番地一

株式会社つどい

清算人　原田　浩喜

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

長崎県佐世保市日宇町二五八八番地

産協モーター株式会社

代表清算人　円田　浩司

解散公告

当法人は、平成二十五年一月十八日開催の理事会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

大分県別府市亀川中央町五番八号

財団法人亀川保育園

代表清算人　宮森　静雄

解散公告

当社は、平成二十五年四月一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

沖縄県那覇市金城二丁目二〇番地一六

昭和実業株式会社

代表清算人　森　聰

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

秋田市柳田字糠塚三七番地の二秋田大学医学部内

社団法人秋田大学医師会

清算人　伊藤　宏

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

秋田県横手市睦成字鶴谷地六八番地

財団法人子野日奨学会

代表清算人　子野日信一

解散公告（第一回）

当土地改良区連合は、平成二十五年三月三十一日、山形県知事の認可により解散したので、当土地改良区連合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

山形県酒田市砂越字小形一一一番地

最上川下流右岸土地改良区連合

清算人代表　佐藤　良

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十一月二十二日開催の臨時理事会及び評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

群馬県高崎市あら町四番地一

学校法人矢野学園

代表清算人　楠　　舞

解散公告（第一回）

当法人は平成二十五年一月三十一日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

東京都江東区亀戸二丁目三九番四号

社団法人東京都城東工場連盟

代表清算人　鈴木　基之

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年二月十八日開催の臨時総会の決議により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

神奈川県相模原市中央区上溝一八八〇番地

社団法人相模原市畜産振興協会

代表清算人　新津　昭博

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十二月十一日開催の臨時総会の決議、平成二十五年三月三十一日信越総合通信局長及び新潟県知事の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

新潟市中央区川岸町三丁目一八番地

社団法人新潟県情報通信基盤整備協会

代表清算人　竹石　松次

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

名古屋市中区橘二丁目八番五五号

財団法人真宗大谷派名古屋別院維持財団

代表清算人　松野　厚

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年三月二十二日開催の解散総会の決議により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

愛知県犬山市大字今井字東山一二三番地

農事組合法人今井果樹組合

清算人　林　道範

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日に存続期間の満了により平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

愛知県一宮市大志一丁目一二番三号

財団法人眞澄田学園

代表清算人　服部　忠雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

京都市南区東九条西山王町一番地

社団法人京都府農協会館

代表清算人　中川　泰臣

解散公告（第一回）

神崎土地改良区は、平成二十五年三月二十九日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に申し出られたく、土地改良法第六十九条第二項の規定により公告します。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

兵庫県神崎郡神河町寺前六四番地

清算法人神崎土地改良区

清算人代表　足立　理秋